

## 社会福祉法人若槻ホーム（特別養護老人ホーム若槻ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム若槻ホーム別館）の入所に関する指針

### （目的）

第1条 この指針は、社会福祉法人若槻ホームが運営する特別養護老人ホーム若槻ホーム及び地域密着型特別養護老人ホーム若槻ホーム別館（以下「施設」という。）に係る入所の基準及び手続きに関し必要な事項を定め、もって透明性及び公平性の確保を図ることを目的とする。

### （入所対象者）

第2条 入所判定の対象となる者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの要介護者及び居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護1又は要介護2の方の特例的な施設入所が認められる者とする。

- 2 地域密着型特別養護老人ホーム若槻ホーム別館の入所判定に対象となる者は、長野市に住居がある者とする。
- 3 特例的な入所の要件に該当することの判定に際しては、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることに關し、以下の事情を考慮することとする。
  - （1） 認知症である者であつて、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁にみられること。
  - （2） 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁にみられること。
  - （3） 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であること。
  - （4） 単身世帯であり、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分であること。
- 4 要介護1又は要介護2の入所申込者の特例入所が認められる場合には以下のような取り扱いにより、入所判定が行われるまでの間に施設と入所申込者の介護保険の保険者との間で情報の共有を行うこととする。
  - （1） 施設は入所申込者に対し、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由について、その理由など必要な情報の記載を入所申込書の入所理由に記載を求めることとする。
  - （2） 施設は保険者に対して（1）の報告を行うとともに、入所申込者が特例入所の対象者に該当するか否かを判断するに当たって適宜その意見を求めることとする。

### （入所申込）

第3条 施設に入所を希望する者又はその代理人は、特別養護老人ホーム若槻ホーム入所申込書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して施設に提出しなければならない。申し込み時点で書類が添付できないときは、添付書類がすべて整った時点で、申込受理とする。

- （1） 介護保険者証の写し
  - （2） 介護保険サービス利用表の写し
- 2 入所申込者は、入所申込書に記載した項目に変更があった場合、速やかに施設に報告することとする。
  - 3 介護認定の有効期間満了後、新たな認定結果の報告がない場合は、入所申込みを辞退したと判断する場合がある。

(入所申込者名簿の作成)

第4条 施設長は、入所申込書を受理したときは、その内容を特別養護老人ホーム及び密着型特別養護老人ホーム若槻ホーム別館入所申込者名簿に記載しなければならない。

(入所検討委員会)

第5条 施設は、入所に関する検討のために、委員会を設け、入所の決定はその合議によるものとする。

2 入所に関する検討のための委員会は、施設長と生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の関係職員で構成することとし、その他に第三者委員又は法人の評議員など施設長が特に必要と認めたもので組織する。

3 入所検討委員会には委員長を置き、委員長は施設長が務めることとする。

4 委員会は委員長が招集し、議長は委員長もしくは委員長が指名した者が行うこととする。

(評価基準)

第6条 評価基準については、別紙1の項目により点数化し、以下の状況を総合的に勘案し判断し、優先順位を決定することとする。

(1) 介護の必要の程度・・・要介護度

(2) 家族の状況・・・単身世帯か否か、同居家族が高齢又は病弱か否かなど

(3) 地域の状況・・・出身地等

(施設の事情により勘案できる事項)

第7条 施設における適切な処遇及び運営を図るため、以下の個別事情を勘案することができる。

(1) 性別(部屋・ユニット単位の男女別構成)

(2) 施設の専門性(認知症・精神性疾患等)

(3) 身体状況(鼻腔栄養・胃瘻・介護度等)

(特別な事由による入所)

第8条 以下の事由に該当した時は、検討委員会の審議によらず施設長が判断し入所を決定することができる。この場合において、施設長は入所の経過及び理由を記録するとともに、直近の検討委員会に報告をしなければならない。

(1) 長野市及び近隣市町村から措置委託があったとき。

(2) 長野市及び近隣市町村が特別な事由があると認め、施設長に入所の要請があったとき。

(3) 入所申込者及び家族の状況が急に悪化するなど真にやむを得ない事由があるとき。

(記録の整備)

第9条 施設は、入所に関する検討のための委員会を開催する都度、その協議内容を記録し、これを5年間保存するものとする。

(指針の公表)

第10条 指針は公表するとともに、施設は、入所希望者に対しその内容を説明するものとする。

(補足)

第11条 この指針に定めるもののほか必要な事項は、相談員が定め施設長が承認する。

(附則)

この指針は、平成27年4月1日から適用する。

令和6年5月28日改定